

市町村立小・中・義務教育学校配置の埼玉県スクールカウンセラー等 活用事業実施要項

埼玉県教育局市町村支援部生徒指導課

第1 趣 旨

不登校やいじめ、非行問題行動などの課題解決を図るため、児童生徒や保護者、教職員に対し、専門的な知識・経験に基づいて、相談に応じ、適切に助言や援助ができる埼玉県スクールカウンセラー（以下「県ＳＣ」とする。）を設置し、もって健全な児童生徒の育成を図る。

第2 事業の実施

- 1 「県ＳＣ」の活用を希望する市町村教育委員会は、「市町村立小・中・義務教育学校スクールカウンセラー配置申請書（様式第1号）」（以下「配置申請書」という。）を作成し、埼玉県教育委員会に提出する。
- 2 埼玉県教育委員会は、市町村教育委員会から提出された「配置申請書」を基に、「県ＳＣ」の配置を決定し、「スクールカウンセラー配置決定書（様式第2号）」により、市町村教育委員会に通知する。

第3 任 用

1 任 命

- (1) 埼玉県教育委員会は、「県ＳＣ」を任命し、市町村教育委員会に配置する。
- (2) 市町村教育委員会は、その所管に属する市町村立小・中・義務教育学校に「県ＳＣ」を配置する。

2 任命手続

- (1) 「県ＳＣ」の任命は、「人事異動通知書（様式第3-1号）」を本人に交付して行う。
- (2) 市町村教育委員会は、「県ＳＣ」の配置決定に基づき、当該教育委員会の所管に属する小・中・義務教育学校に勤務することを命ずる。市町村教育委員会における任命は、「人事異動通知書（様式第3-2号）」を本人に交付して行う。

3 任 期

- (1) 任期は、1会計年度を超えない範囲とする。
- (2) 同一校において継続して勤務できる年数は、県教育委員会が特に必要と認めるものを除き、5年を基準とする。

4 条件付採用

「県ＳＣ」の採用は、全て条件付のものとし、その職において15日勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用になるものとする。

5 人事評価

「県ＳＣ」の人事評価は、「埼玉縣市町村立学校職員の人事評価に関する規則（平成17年11月15日埼玉県教育委員会規則第29号）」及び「埼玉縣市町村立学校会計年度任用職員の人事評価実施要領（令和3年4月1日施行）」に基づき、実施する。

6 退 職

「県ＳＣ」は、任期の満了により退職するものとする。また、任期の途中に辞職を申し出ることができる。ただし、次の事項に該当する場合は、任期中であっても退職となる。

- (1) 勤務成績が良好でない場合
- (2) 心身の故障のため職務遂行に支障がある場合
- (3) その職に必要な適格性を欠く場合
- (4) 刑事事件に関し起訴された場合
- (5) 予算の減少により過員が生じた場合又は配置の必要がなくなった場合

第４ 身 分

「県ＳＣ」は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 2 第 1 項に規定する職にある者とし、埼玉県教育委員会の会計年度任用職員の身分と配置を受けた市町村教育委員会の会計年度任用職員又は非常勤職員の身分を併せ持つものとする。

第５ 服 務 等

- 1 「県ＳＣ」の服務は、地公法第 30 条から 38 条までの規定及びこれに基づく条例、規則等の定めるところによる。ただし、服務の性質上これにより難しいものについては、この限りでない。
- 2 新たに会計年度任用職員となった者は、職員の服務の宣誓に関する条例（昭和 26 年埼玉県条例第 8 号）に基づき、服務の宣誓を行わなければならない。任期満了後、引き続き再度任用される場合においても、服務の宣誓を行わなければならない。
- 3 「県ＳＣ」の服務の監督は、配置された市町村教育委員会が行う。

第６ 職 務

「県ＳＣ」は、配置校の校長の指揮監督の下、次の業務を行う。

- 1 教職員と共に児童生徒の指導について協議、臨床心理の視点から教職員への助言・援助
- 2 児童生徒・保護者への支援及びカウンセリング
- 3 教職員、保護者対象の研修会等での助言・援助や資料提供
- 4 （校長が必要と認めた場合）他校への助言・援助及び児童生徒・保護者へのカウンセリング
- 5 関係機関との連携等、各学校において適当と認められる活動
- 6 いじめ防止対策推進法第 22 条による学校におけるいじめ防止等の対策の組織に関すること
- 7 その他緊急時における対応（県教育委員会との協議による）

第７ 勤 務 日 等

- 1 勤務日は、週当たり 1～3 日、勤務時間は 1 日につき 5 時間 50 分とする。
- 2 年間の勤務日数は原則として以下の「第 8 配置方法」に示すとおりだが、運用の都合上例外もあり得る。
- 3 勤務日は、月曜日から金曜日までの間に、原則として曜日を固定するものとする。
- 4 勤務の内容については、「スクールカウンセラー業務報告書（様式第 4 号）」（以下、「業務報告書」という）、及び「スクールカウンセラー業務報告書総括表（様式第 5 号）」（以下、「業務報告書総括表」という）により、報告する。

5 勤務日及び勤務時間の割振りは、配置校の校長が定めるものとする。

第8 配置方法

【小学校】

「小1日」：該当校においては、1月一回1日配置とする。

※1校当たり年間11日配置する。

「小半日」：該当校においては、1月一回半日または2月一回1日配置とする。

※1校当たり年間5.5日配置する。

※拠点校には、研修日として1日配置を足して勤務する。

※市町村教育委員会は、県教育委員会からの配置決定書に基づき、拠点校に「県SC」を配置させるとともに、対象となる小学校及び義務教育学校（前期課程）（以下、対象校という。）へ旅行命令により勤務させる。

【中学校】

「中毎週」：該当校においては、毎週一回1日配置とする。

※1校あたり年間40日配置する。

「中隔週」：該当校においては、隔週一回1日配置とする。

※1校あたり年間20日配置する。

第9 配置形態

【小学校】

「小3校配置」：小学校において、配置方法「小1日」を3校1グループとする。

「小4校配置」：小学校において、配置方法「小1日」を4校1グループとする。

「小6校配置」：小学校において、配置方法「小半日」を6校1グループとする。

「小8校配置」：小学校において、配置方法「小半日」を8校1グループとする。

「小3校+中学校1校配置」：小学校において、配置方法「小半日」の3校と、中学校において、配置方法「中隔週」の1校を1グループとする。

「小4校+中学校1校配置」：小学校において、配置方法「小半日」の4校と、中学校において、配置方法「中隔週」の1校を1グループとする。

【中学校】

「中単独配置」：中学校において、配置方法「中毎週」の学校を単独配置校とする。

「中2校配置」：中学校において、配置方法「中隔週」の学校2校を1グループとする。

※「中2校配置」では、2校のうち1校を拠点となる学校（拠点校）とし、他の1校を対象校とする。2校の勤務日数に軽重をつけることはできるが、大きく差をつける場合は生徒指導課長へ相談する。

第10 報酬及び費用弁償

1 「県SC」の報酬及び費用弁償は、県が負担するものとする。

2 報酬については、会計年度任用職員の報酬等に関する条例（平成31年埼玉県条例第6号。以下、「条例」という。）及び会計年度任用職員の報酬等に関する規則（平成31年度埼玉県規則第32号。以下、「規則」という。）に基づき支給する。費用弁償については、非常勤職員の通勤に係る費用弁償の取り扱いについて（昭和55年12月25日人第873号）に基づき支給する。

3 報酬は日額とする。

- 4 出勤状況等の確認は、「出勤簿」及び「業務報告書」により行う。
- 5 期末手当については、算出に係る任期及び在職期間には、他の職（一般職の常勤職員及び会計年度職員を含む）において期末手当の算出の基礎となっているものは含めない。
- 6 勤勉手当については、算出に係る任期及び在職期間には、他の職（一般職の常勤職員及び会計年度職員を含む）において勤勉手当の算出の基礎となっているものは含めない。

第11 休 暇

「県SC」の休暇は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第2号）及び職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年人事委員会規則13-28）に定める休暇とする。

第12 その他

- 1 この要項に係る事務は、埼玉県教育局市町村支援部生徒指導課長が掌理する。
- 2 この要項に定めるもののほか、「県SC」のその他の勤務条件に関する事項は、「会計年度任用職員取扱要綱」及び「会計年度任用職員取り扱い要綱の運用について」によるものとする。
- 3 埼玉県教育委員会は、各学校における「県SC」の活動の充実を図るため、指導・助言又は支援を行うものとする。
- 4 埼玉県教育委員会は、「スクールカウンセラー研修会」を開催し、学校における教育相談体制や生徒指導体制の在り方について、情報交換、研究、協議、成果の取りまとめ及び成果の普及を行うものとする。

附 則 スクールカウンセラー設置要綱（平成13年4月24日施行）は、平成14年3月31日をもって廃止する。

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成28年10月24日から施行する。

附 則 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 この要項は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 この要項は、令和3年4月1日から施行する。

- 附 則 この要項は、令和４年４月１日から施行する。
- 附 則 この要項は、令和５年４月１日から施行する。
- 附 則 この要項は、令和６年４月１日から施行する。